

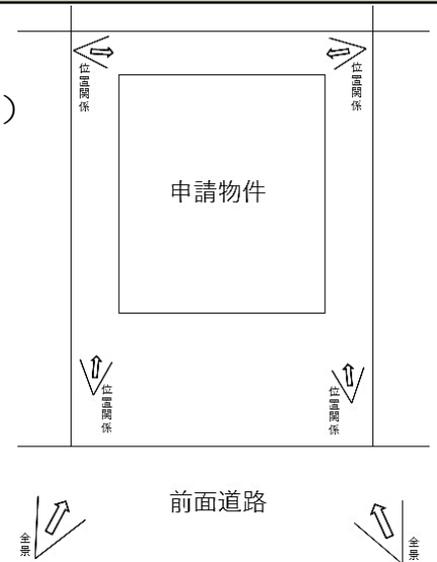
必要な書類について

(0)◆交野市住宅取得流通促進支援事業補助金申請書（様式第1号）	交野市ホームページ 又は 都市まちづくり課窓口
(1)◆補助交付要件調書	
(2)◆誓約書（様式第2号）	
(3)◆住民票	
<p>取得した住宅の所在地における住民票の写しで、住民票の異動日、世帯構成、前住所等を確認します。 ※世帯全員分、続柄記載、発行後3か月以内のもの（コピー不可）に限ります。</p> <p>発行場所：交野市役所市民課 又は コンビニ等（マイナンバーカードがある方のみ）</p>	
(4)◆建物登記簿の全部事項証明書、(10)◆閉鎖事項証明書	
<p>建物の築年月日や、所有権等の権利情報が分かる緑色の書類です。（右上に（建物）と記載。） ★中古住宅を取得後に建替えた場合は、中古住宅の閉鎖事項証明書と建替え後の新築の全部事項証明書が必要です。 ※発行後3か月以内のもの（コピー不可）に限ります。（ネット印刷したものは受付できません。） ※申請者の所有権を証明できるものに限ります。（表題登記のみのもものは受付できません。） ※司法書士による登記手続き後、発行可能となるまでに期間を要します。 ※登記官の氏名が記載されている最後のページまで必要です。（右下に「1/2」と記載なら2枚必要）</p> <p>発行場所：大阪法務局 枚方出張所（TEL:072-841-2524）</p>	
(5)◆建築基準法で定める検査済証の写し	
<p>建築後に完了検査を受けて、建築基準関係規定に適合していると認められた場合に交付される書類です。 中古住宅を取得後に建替えた場合は、建替え後の新築の検査済証のみ提出してください。 ※確認済証ではありません。（様式は似ています） ※開発工事の検査済証ではありません。 ※重要事項説明書の添付書類に含まれているケースが多いです。 ※前所有者が紛失しているケースや、完了検査を受けていないケースが考えられます。</p>	
(5)◆建築計画概要書の写し	
<p>建築工事が始まる前の建築計画の概要が分かる書類です。 検査済証の写しがない場合に提出が必要です。 重要事項説明書の添付書類に含まれているケースが多いです。</p> <p>発行場所：大阪府咲洲庁舎 審査指導課 調整グループ（TEL:06-6210-9720）</p>	
(6)◆申請者の市税全ての滞納がないことを証明できるもの	
<p>申請日時点で納期限到来分の市税等を滞納していないことを確認します。 ※発行後3か月以内のもの（コピー不可）に限ります。 ※自治体によって名称が異なります。（完納証明書、納税証明書、滞納無証明書 等） ※申請者のものがあれば、世帯全員分は必要ありません。 ※納付すべき市税等が発生しない場合、非課税であることを証明する課税証明書等を提出してください。 ※発行の際、年度・科目を選択する様式の場合、令和6年度・納めていた市税等全てを選択してください。</p> <p>発行場所：令和7年5月頃までは、令和6年1月1日時点で住民票がある自治体等で発行可能です。 令和7年6月頃からは、令和7年1月1日時点で住民票がある自治体等で発行可能となります。 自治体によってはコンビニ等で発行可能なケースがあります。（マイナンバーカードがある方のみ）</p>	

(7)◆住宅の建築状況が分かる写真

敷地と建物の「全景」を2方向より撮影したもの（角地であれば3方向）と建物と敷地境界の「位置関係が分かる写真」を全箇所（全景写真で位置関係が分かる部分は不要）撮影したものがが必要です。

- ※入居後、かつ、申請前1か月以内の写真としてください。
- ※A4用紙にカラー印刷してください。
- ※普通紙・光沢紙等、用紙の種類は問いません
- ※A4一面につき、写真4枚程度のサイズでお願いします。
- ※L判等で印刷された場合は、A4用紙に貼り付けてください。



(8)◆耐震基準適合証明書の写し

★建築確認年月日が昭和56年5月31日以前の住宅を取得し、その住宅に住む場合に必要です。
建築士等が耐震診断を実施して、耐震性が確認された場合に発行される書類です。

(9)◆住民票除票

★市外から転入した場合に必要です。戸籍の附票を提出する場合は不要です。
住民票除票の写しのことで、今回の住民票の異動日を基点に、申請者が市外に1年以上継続して居住していたことを確認します。居住期間が1年未満の場合は、複数の自治体の住民票除票が必要となります。
※発行後3か月以内のもの（コピー不可）に限ります。
※申請者のものがあれば、世帯全員分は必要ありません。

発行場所：転出した自治体

(9)◆戸籍の附票

★市外から転入した場合に必要です。住民票除票を提出する場合は不要です。
住民票の住所の移り変わりが記載された戸籍の附票の写しのことです。
戸籍の改製等により、以前の住所の移り変わりが記載されていない場合は無効です。
※発行後3か月以内のもの（コピー不可）に限ります。

発行場所：本籍地の自治体

自治体によってはコンビニ等で発行可能なケースがあります。（マイナンバーカードがある方のみ）

(11)◆取得した住宅の所有権を有したことを証明できるもの

★売買により取得した中古住宅の所有権移転登記を行わずに建替えた場合に必要です。
申請者が申請対象である解体された中古住宅の所有権を有していたことを確認します。
提出書類については、事前にご相談ください。

※ (0)から(7)は必ず必要な書類です。(8)から(11)は申請内容によって異なります。

※ コピー不可の証明書等は発行された原本の提出を基本としていますが、申請者が都市まちづくり課窓口へコピーしたものと持参し、原本の内容と相違がないことを確認できた場合は、コピーの提出を可とします。

※ 必要書類は全て1部（1通）です。